

ひとりで  
悩まないで

# 消費生活相談窓口

相談無料 秘密厳守

事業者との契約トラブルは、誰にでも起こりうる身近な問題です。物を購入したり、サービスを利用する際に不安に感じたり、気になることがあれば気軽に相談してください。

どんな相談を受けているの？

- ・消費者と事業者との契約トラブルの相談
- ・多重債務の相談
- ・製品事故に関する相談

## 最近の相談事例をご紹介します

500円の商品を注文しただけのつもりが、4万円もの契約だった

「お試しのつもりが、最低購入回数が条件となっている定期購入契約だった。」  
購入時、魅力的な広告ばかりに目を奪われず、注文内容や返品約束手続きについてよく読んでから購入しましょう。



簡単にお金を稼げるはずが、借金地獄に

「誰でも簡単に絶対に稼げるという副業サイトで、高額なコンサルタント契約をした。手持ちのお金がなかったので、借金して支払ったが、全く儲からない。」  
簡単に誰もが儲けることができる仕事はありません。



## 出前講座 をご利用ください

寸劇や勉強会を通じて、消費者トラブルの手口や対処方法をお伝えします。講師は消費生活相談員です。最近の手口を知り、トラブルから身を守りましょう。

利用を希望される方は、下記の相談窓口へご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症対策をして行っています



## 各市の消費生活相談窓口

時間 / 10:00 ~ 16:00  
相談 / 予約制

相談料 / 無料  
予約 / 住民登録地の窓口

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください。

月～金曜日 多治見市役所 / 22-1134 (直通)

金曜日 土岐市役所 / 54-1111 (内線 172)

火曜日 瑞浪市役所 / 68-9748 (直通)

✉ メールでの相談 / kouiki@tono-seibu.org

相談は資格を持った専門相談員が3市の各市役所でお話をおうかがいしております。

消費者ホットライン。局番なしの188 土日も対応。お近くの相談窓口につながります。